○那珂川市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (令和2年3月31日要綱第23号) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 改正 | 令和5年3月31日要綱第30号の3 |

 |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、がけ地の崩壊等により市民の生命に危険を及ぼす恐れのある地域において、事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用に係る事業を行い、危険住宅の移転を行う者に対して、市が那珂川市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、那珂川市補助金等交付要綱（平成15年要綱第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　危険住宅　がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のイからニまでのいずれかの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）、次のホの区域に存する既存の住宅（特定都市河川浸水被害対策法第68条に基づき次号ホについて定められた許可の基準に適合しないものに限る。）又は次のイからトまでのいずれかの区域に存する住宅（建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、県又は市町村が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）をいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

イ　福岡県建築基準法施行条例（昭和46年福岡県条例第29号）第3条により指定した災害危険区域

ロ　福岡県建築基準法施行条例第5条により建築を制限している区域

ハ　都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に基づき市町村が定めた地区計画の区域

ニ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下この項において「土砂災害防止法」という。）第9条に基づき知事が指定した土砂災害特別警戒区域（次条において「土砂災害特別警戒区域」という。）

ホ　特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条に基づき知事が指定した浸水被害防止区域

ヘ　土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ニに掲げる区域に指定される見込のある区域

ト　事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地域

(補助金の交付対象者)

第3条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1)　市内に存する危険住宅の所有者若しくは所有者の相続人又はこれらの者の同意を得て次条に規定する補助対象事業を行う者であること。

(2)　危険住宅の移転先が、土砂災害防止法第7条第1項に基づき知事が指定した土砂災害警戒区域(以下「土砂災害警戒区域」という。)外及び第2条各号に掲げる区域外の市内の区域であること。

(3)　市税及び税外収納金を滞納していないこと。

(4)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でなく、かつ、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5)　この要綱に基づく補助対象事業について、国、地方公共団体等による他の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業等)

第4条　補助対象事業は、次に掲げる事業のうち、市内に存する危険住宅について、補助対象者が施工業者等に発注して行う事業とし、次の各号のいずれか一方又は両方を補助対象事業とすることができる。

(1)　危険住宅の除却等を行う事業（以下「危険住宅除却等事業」という。）

(2)　土砂災害警戒区域外及び第2条第1項第1号に掲げる区域外の市内の区域において、代替住宅の建設等を行う事業（以下「代替住宅建設等事業」という。）ただし、代替住宅を新築する場合、原則として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること。

2　補助対象事業は、危険住宅に居住する者の代替住宅への移転及び当該危険住宅の除却を伴うものでなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(補助金の額等)

第5条　市長は、補助対象事業を行う者に対し、予算の範囲内において、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を補助金として交付することができる。

(1)　危険住宅除却等事業　危険住宅の除却等に要する経費（撤去費、動産移転費、仮住居費等）の額（97万5,000円を限度とする。）

(2)　代替住宅建設等事業　危険住宅に代わる住宅の建設（購入、必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関その他の機関から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額（建設又は購入に当たっては325万円、土地の取得に当たっては96万円を限度とする。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、1戸当たり731万8,000円（建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8,000円）を限度とする。）

(補助金の交付申請)

第6条　補助金の交付を受けようとする者は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、危険住宅除却等事業に係る申請のみを行う場合には、第7号及び第8号に掲げる書類の添付を要しない。

(1)　危険住宅及び移転先の位置図

(2)　危険住宅の配置図

(3)　がけ部分の断面図(第2条第1項第1号ロに該当する場合に限る。)

(4)　写真（危険住宅及びがけの状況、代替住宅を建設する場合は予定地の状況がわかるもの）

(5)　危険住宅の登記事項証明書(土地・建物)の写し

(6)　除却等費、住宅の建設費、購入費(建設又は購入に必要な土地取得費を含む。)及び改修費のうち、申請に係るものの見積書の写し

(7)　借り入れ予定先の金融機関その他の機関により作成された建物・土地の費目ごとの利息計算書等(借入額、返済年数、利率、支払総額及び利子相当額等が確認できるもの)

(8)　新築する代替住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することが確認できる書類

(9)　市税及び税外収入金の納付状況等に係る調査承諾書(様式第2号)

(10)　住民票の写し(危険住宅に居住する世帯全員記載のもの)

(11)　跡地利用誓約書（様式第3号）

(12)　その他市長が必要と認める書類

2　代替住宅建設等事業に伴う前項の申請は、危険住宅除却等事業の完了する年度又は翌年度でなければ行うことができない。

(補助金の交付決定)

第7条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助金の交付の可否を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者へ通知するものとする。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更)

第8条　前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容に変更が生じるときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更交付申請書（様式第5号。以下「変更交付申請書」という。）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、変更の可否を決定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更交付(不交付)決定通知書（様式第6号）により決定者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第9条　補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手しなければならない。

(補助事業の遂行)

第10条　申請者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を行わなければならない。

(申請の取下げ)

第11条　申請者が事情により交付申請を取り下げるときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請取下げ届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による届出があったときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(完了報告等)

第12条　申請者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までに、がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書（様式第8号。以下「完了報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1)　代替住宅の位置図

(2)　代替住宅の配置図(平面図含む。)

(3)　危険住宅の写真(除却等前及び除却等後)

(4)　代替住宅の現況写真

(5)　危険住宅の登記事項証明書（閉鎖事項証明書）の写し

(6)　代替住宅の登記事項証明書(土地・建物)の写し

(7)　工事請負契約書、購入契約書（内容及び補助対象内外の内訳が確認できるもの）

(8)　必要経費の領収書の写し

(9)　金融機関、その他の機関の融資契約書の写し又はこれに代わる証明書(借入額、返済年数、利率、支払総額及び利子相当額等が建物・土地の費目ごとに確認できるもの)

(10)　新築された代替住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが確認できる書類

(11)　移転後の住民票の写し(危険住宅に居住していた世帯全員記載のもの)

(12)　その他市長が必要と認める書類

2　危険住宅除却等事業に係る申請のみを行う場合は、前項第1号、第2号、第4号、第6号及び第9号に掲げる書類、代替住宅建設事業に係る申請のみを行う場合は、前項第5号に掲げる書類の添付を要しない。

(補助金の額の確定)

第13条　市長は、前条の規定により完了報告書の提出を受けたときは、内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条　申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとする。

2　市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(書類の保管)

第15条　申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1)　虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2)　補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、関係法令等又はこの要綱に違反したとき。

(3)　完了報告書を提出しなかったとき。

(4)　その他市長が不適当と認めるとき。

2　市長は、前項の規定により交付決定の取消し又は補助金の返還を命ずることを決定したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

(検査等)

第17条　市長は、必要と認めるときは、補助対象事業の検査を行うことができる。

2　市長は、前項の規定により検査を行った結果、補助事業が適切に行われていないと認めるときは、当該補助事業が適切に行われるよう申請者に指導するものとする。

(委任)

第18条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和5年3月31日要綱第30号の3)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

市税及び税外収入金の納付状況等に係る調査承諾書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

跡地利用誓約書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付（不交付）決定通知書

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更交付申請書

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金変更交付(不交付)決定通知書

[別紙参照]

様式第7号(第11条関係)

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請取下げ届

[別紙参照]

様式第8号(第12条関係)

がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書

[別紙参照]

様式第9号(第13条関係)

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書

[別紙参照]

様式第10号(第14条関係)

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書

[別紙参照]

様式第11号(第16条関係)

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書

[別紙参照]